

監査結果公表第20-7号

定期監査の結果に対する措置の通知の公表について

次のとおり監査結果に対する措置の通知がありましたので、地方自治法第199条第12項及び八尾市監査委員条例第8条の規定により公表します。

平成20年10月28日

八尾市監査委員	富永峰男
同	八百康子
同	伊藤輝夫
同	岡田広一

記

1 措置の通知

定期監査の結果に対する措置の通知

平成20年9月26日付け八健地第164号及び

平成20年9月29日付け八ここ政第177号（旧保健福祉部）

2 問合せ先

八尾市本町一丁目1番1号

八尾市監査事務局

電話番号 072-924-3896（直通）

3 その他

措置の通知については、市役所3階の情報公開室及び八尾市ホームページで閲覧できます。

八 健 地 第 1 6 4 号

平成20年9月26日

八尾市監査委員 富永 峰男 様

八尾市監査委員 八百 康子 様

八尾市監査委員 伊藤 輝夫 様

八尾市監査委員 岡田 広一 様

八尾市長 田中 誠太

監査の結果に対する措置の通知について

平成20年3月27日付け監査報告第19-17号の定期監査の結果に基づく措置を別紙のとおり  
講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により報告いたします。

(別紙)

定期監査の結果に対する措置の内容

旧保健福祉部福祉政策課（現健康福祉部地域福祉政策課）

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 貸付金にかかる事務について</p> <p>(1)生活援護資金の貸付事務について</p> <p>生活援護資金については、平成 18 年度末における貸付残高が 1 億 5,101 万 9,411 円、償還率は 81.64%となっている。償還率は年々良化しているものの貸付残高のうち滞納分については増加していることから、滞納者への効果的かつ継続的な滞納対策を強化し、回収が困難となる長期滞納に至らないよう適正な債権の管理と回収に努められたい。</p>	措置状況	2. 措置予定
<p>(2)同和更生資金の償還事務について</p> <p>同和更生資金については、平成 6 年度以降貸付が停止され、現在貸付金の償還事務のみを行っており、平成 18 年度末の貸付残高は 7,744 万 9,675 円となっている。この資金は貸付停止から長期間経過しており、債務者の死亡等により回収不能となった債権は相当な額にのぼると想定される。当該貸付制度は大阪府との共同事業であり、回収不能となった債権の今後の取扱いについては、関係各市と連携し府に対し積極的に協議を求め対応を図るとともに、回収可能な債権については、引き続き回収に向けた取り組みに努められたい。</p>	措置状況	2. 措置予定
<p>生活援護資金貸付金の滞納対策については、長期滞納とならないよう、継続的に適正な債権の管理と回収強化を図ってまいります。</p>	<p>同和更生資金貸付金については、回収に努めるとともに、死亡や行方不明等による回収不能分については大阪府と協議してまいります。</p>	

<p>2 補助金にかかる事務について</p> <p>(1) 八尾市地域福祉住民活動育成事業補助金は、八尾市社会福祉協議会（以下「社協」という。）を通じ、市内地区福祉委員会の活動に対し補助されるものであるが、一部の地区福祉委員会において交付請求時の事業に別事業の経費を追加し、過払いなしとして精算されているものが見受けられたので、事業を追加した場合は、当該補助金交付要綱の規定に基づき、社協より事業変更計画書等の提出を求め、補助事業変更の事務手続きや精算処理について周知、指導されたい。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="707 192 858 226">措置状況</td> <td data-bbox="858 192 1437 226">1. 措置済（平成20年4月1日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="707 226 1437 663">当該補助金の事務手続きについては、当該交付金補助要綱に基づき実施するよう、社協に対して指導しました。</td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）	当該補助金の事務手続きについては、当該交付金補助要綱に基づき実施するよう、社協に対して指導しました。	
措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）				
当該補助金の事務手続きについては、当該交付金補助要綱に基づき実施するよう、社協に対して指導しました。					
<p>(2) 社協に対し交付されている八尾市ボランティア活動振興事業補助金のうち、ボランティア講座の実績報告において事業の実施時期に誤りがあり、かつ、実施月のみの記載であったので、日付を含めて正確に記載するよう指導されたい。また、ボランティア登録グループ（18年度は21団体）への補助金について、市への各提出書類においては対象団体数の記載のみであったので、今後は対象団体名等の報告も併せて受けるよう努められたい。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="707 663 858 696">措置状況</td> <td data-bbox="858 663 1437 696">1. 措置済（平成20年4月1日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="707 696 1437 1061">当該補助金にかかる書類の不備等については、監査結果に基づき、社協に対して指導しました。</td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）	当該補助金にかかる書類の不備等については、監査結果に基づき、社協に対して指導しました。	
措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）				
当該補助金にかかる書類の不備等については、監査結果に基づき、社協に対して指導しました。					
<p>3 指定管理にかかる事務について</p> <p>(1) 八尾市共同浴場の管理運営について</p> <p>基本協定書に基づき指定管理委託料（業務処理費）として錦・新生両共同浴場の管理運営業務の収支差額分について市から支出されているが、管理運営業務の収支に損失が生じる場合には、当該協定書の規定に基づき、経営手法の改善や入浴料の改定も含んだ様々な方策を指定管理者と協議のうえ講じ、健全な運営が図られるよう努められたい。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="707 1061 858 1095">措置状況</td> <td data-bbox="858 1061 1437 1095">1. 措置済（平成20年4月1日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="707 1095 1437 1458"> <p>指定管理者と協議を行い、大人の入浴料金については改定を行いました。</p> <p>今後も健全な運営を図るため、定期的に協議を行います。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）	<p>指定管理者と協議を行い、大人の入浴料金については改定を行いました。</p> <p>今後も健全な運営を図るため、定期的に協議を行います。</p>	
措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）				
<p>指定管理者と協議を行い、大人の入浴料金については改定を行いました。</p> <p>今後も健全な運営を図るため、定期的に協議を行います。</p>					

(2)基本協定書等の保存年限について 八尾市立社会福祉会館、八尾市共同浴場、八尾市立養護老人ホーム及び八尾市在宅福祉サービスネットワークセンターにおける各々の指定管理者との管理運営に関する基本協定及び年度協定の締結にかかる伺書の廃棄年月が誤っていたので、適正な事務処理に改められたい。	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）
	伺書の廃棄年月については、ご指摘のとおり改めました。	
4 包括外部監査の意見について 平成15年度の包括外部監査における意見のうち、補助金（福祉団体助成金）に関する情報開示及び八尾市遺族会の事務局業務について、現在まで数度にわたり検討経過が報告されているが、当該団体とも協議の上、早期改善に向けて努力されたい。	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）
	補助金に関する情報開示につきましては、社協のホームページに交付先、交付額を掲載しました。 なお、今後事業報告書に当該事業の記載を行うよう、協議会に申し入れを行いました。 また、八尾市遺族会の事務局業務につきましては、本市が平成20年3月に策定しました「団体への職員のかかわりについての指針」に基づき、必要最小限の支援を行うこととしています。	

旧保健福祉部生活福祉課（現健康福祉部生活福祉課）

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
1 生活保護費支給事務について 毎月の保護費支給事務において、定期締切日以後に発生した被保護者の状況変化等に対応するために作成される保護措置連絡票について、一部鉛筆書きのものや訂正印漏れ等が散見されたので適正な事務処理に努められたい。 また、当該連絡票の様式について、作成日の欄を設けるよう改められたい。	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）
	保護措置連絡票において、鉛筆書きをなくし、訂正印の押印を徹底するなど、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理を行うよう改めました。 また、当該連絡票の様式について、作成日の欄を設けるよう改めました。	
2 生活保護費にかかる返還金等について 生活保護法第63条による返還金及び同法第78条による徴収金については、前回の監査結果を受け「滞納処理事務取扱要領」を定め事務手続の改善が図られているが、収入未済額の減少には至っていない状況であるので、今後とも発生の抑制及び発生した場合の返還が滞納とならないよう努められたい。	措置状況	1. 措置済（平成20年9月1日）
	生活保護費にかかる返還金等については、訪問調査活動を充実させ、届出義務の周知徹底や年金加入状況の把握により、発生の抑制を図るとともに、課税調査の徹底により早期発見に努め、また、新たに「不正受給対応マニュアル」を定めるなど、適正な事務処理に努めております。	

旧保健福祉部高齢福祉課（現健康福祉部高齢福祉課）

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
1 契約事務について 随意契約において、随意契約理由が記載されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。	措置状況	1. 措置済（平成 20 年 4 月 1 日） 委託契約等事務処理においては、随意契約の理由及び地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項の第何号を適用したのかを明確にし、伺書に記載するよう事務の処理を改めました。
2 徴収事務について 老人福祉施設利用者負担金などの徴収において、収入未済のものが見受けられたので、対象者の納付状況の一層の管理を図られるとともに、適正な事務処理に努められたい。	措置状況	2. 措置予定 収入未済のある入所者及び扶養義務者に対し、文書等による督促を行います。また個々の事情を考慮し必要に応じて分納誓約の相談等を行います。今後も適正な徴収事務に努めます。
3 包括外部監査の意見について 平成 15 年度の包括外部監査において、高年齢者労働能力活用事業費補助金交付要綱の不備及び当該補助金額の見直しについて意見が出され、現在まで数度にわたり検討経過が報告されているが、当該団体とも協議の上、早期改善に向けて努力されたい。	措置状況	3. 検討中 シルバー人材センターでは、平成 19 年度の一年間をかけて、平成 14 年から 18 年までの第 2 次中長期計画の総括をし、平成 20 年 4 月に第 3 次中長期計画（要綱）を定めました。 シルバー人材センター内の各運営委員会や第 3 次中長期計画策定の中で、指摘事項を含めた事業運営方針について、引き続き協議を行ってまいりましたが、計画が 3 月に策定され、4 月から運用が開始されたところであり、運営費の不足部分について補助していくことにつきまして、新計画の運用が始まり、実際にセンターの運営が円滑に進むことを見定めつつ、見直しを図るよう努めてまいります。

旧保健福祉部桂老人福祉センター（現健康福祉部桂老人福祉センター）

〔文書指摘〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
契約事務について 随意契約において、適用条項を誤っているものが見受けられたので改められたい。	措置状況	1. 措置済（平成 20 年 4 月 1 日） 今年度の契約より、随意契約における適用条項を適正なものに改めました。

旧保健福祉部介護保険課（現健康福祉部介護保険課）

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 文書事務について                      (1)平成13年12月31日をもって廃止すべき短期入所サービス振替利用制度取扱要領が、平成18年度において要領の廃止に関する起案、決裁されていた。導入期からの度重なる制度変遷を踏まえ、現行制度との整合性に努められたい。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成20年4月1日）                      他の要領等についても検証し、適切な事務処理に努めています。</p>
<p>(2)社会福祉法人等利用者負担軽減対象確認申請書の市決定欄に一部鉛筆書きのものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成20年4月1日）                      軽減率のチェック欄については、早急にペン書きに訂正いたしました。今後につきましては、適正に事務処理を行います。</p>
<p>2 契約事務について                      (1)随意契約による業務委託契約において、適用条項の記載はあるが理由が明記されていないもの等が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成20年4月1日）                      平成20年度契約分より、適用条項の記載とあわせて受託者の決定理由を明記しました。</p>
<p>(2)システム保守等の業務委託契約において、契約書と仕様書の内容が不統一なもの等が見受けられたので、現状の業務実態や実効性等を把握、精査し、契約金額も含めて見直しに努められたい。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成20年4月1日）                      現状の業務実態や実効性等を精査し、保守時間の不統一を是正しました。また、契約金額につきましても適正に見直しました。</p>
<p>3 収入事務について                      収納された証明手数料の金融機関への納入について、八尾市財務規則では即日または翌日に納入することとされているが、遅れて納入されているものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成20年4月1日）                      即日または翌日に納入するよう適切な事務処理に改めました。</p>
<p>4 介護保険料事務について                      (1)介護保険料減免事務について                      収入が著しく減少した者に対する介護保険料の減免適用について、翌年度に当該年度の所得を確認されていないものが見受けられたので、所得確認の徹底等適正な事務処理に努められたい。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成20年4月1日）                      所得確認の徹底等、適正な事務処理に改めました。</p>
<p>(2)介護保険料滞納対策について                      平成18年10月に実施された一斉納付勧奨において、本人や家族と接触があったもののうち、後日連絡や来庁の旨が調査カードに記載されているものについては、大半が催告書送付にとどまっていた。一斉納付勧奨が一過性のものとならないよう、引き続き制度の理解を求め、保険料収納に努められたい。</p>	措置状況	<p>1. 措置済（平成20年4月1日）                      引き続き制度の理解を求め、保険料収納に努めています。</p>

旧保健福祉部障害福祉課（現健康福祉部障害福祉課）

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 補助金にかかる事務について</p> <p>(1) 八尾市グループホーム運営支援事業補助金</p> <p>当該補助金において、上半期分の実績報告書で対象経費（家賃分）に前払家賃を含めた7ヶ月分にて報告されているもの、また、下半期の交付申請時及び実績報告時の添付書類のうち賃貸借契約書の記載事項漏れにより実支払額と一致していないものなどが見受けられた。それぞれ補助金額に影響はなかったものの、添付書類との整合性を確認のうえ適正に処理されるよう改められたい。</p>	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）
<p>(2) 八尾市小規模通所授産施設機能強化支援事業補助金及び八尾市簡易心身障害者通所授産事業運営補助金</p> <p>当該補助金において、交付申請時等に添付すべきとされている書類の一部で添付されていないものが見受けられたので、必要書類を徴するよう改められたい。</p>	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）
<p>(3) 八尾市小規模通所授産施設運営事業補助金</p> <p>当該補助金について、八尾市の交付要綱では4月、10月の平均利用者数により算定することとされており、上半期・下半期で異なる補助区分での認定となることもあるが、実務は大阪府の補助要綱に沿った取り扱いとし、平成18年度上半期の補助区分がそれ以降継続して適用されているので、市の交付要綱の見直しも含め検討されたい。</p>	措置状況	3. 検討中
	<p>指摘のありました内容については再度確認し、書類や記載漏れの点検を行い改善しました。また、今後は書類等の確認を十分に行い、適正な事務処理に努めてまいります。</p> <p>指摘のありました何書の必要書類については、不足していた書類である利用状況報告書を添付し、また、今後は必要書類の不足がないよう努めます。</p> <p>大阪府小規模通所授産施設運営事業補助金交付要綱では、要綱改正により、平成18年度から上半期の通所人数によって、A型及びB型の区分を固定し、下半期以降に通所人数の変更があっても変更を行わず、また、A型の施設がB型に引き下げになった場合、以降はB型を適用し、A型に変更されることがないように変更されたが、本市の補助金交付要綱については改正を行っておらず、大阪府の要綱のように明記がされておりません。</p> <p>そのため、本市の補助要綱を確認し、指摘事項を含めて要綱の改正を検討いたします。</p>	

<p>2 障害児童福祉手当等の支給認定事務について 特別障害者福祉手当等の認定請求書において、添付書類により確認はできるが必要事項の記入漏れが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="715 192 858 226">措置状況</td> <td data-bbox="866 192 1445 226">1. 措置済（平成20年4月1日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="715 237 1445 409">指摘事項における添付書類の点検を行い、改善を図りました。また、今後は事務処理の見直しを行い、適正な処理を行うよう努めます。</td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）	指摘事項における添付書類の点検を行い、改善を図りました。また、今後は事務処理の見直しを行い、適正な処理を行うよう努めます。	
措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）				
指摘事項における添付書類の点検を行い、改善を図りました。また、今後は事務処理の見直しを行い、適正な処理を行うよう努めます。					
<p>3 日常生活用具、補装具給付事務について (1) 給付申請書に申請者印のないものや給付決定通知書（控）、給付券（控）等の金額訂正箇所（控）に訂正印のないもの、所得または課税額について、他の申請書等により確認を行っているがその確認資料が明記されていないもの等が見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="715 421 858 454">措置状況</td> <td data-bbox="866 421 1445 454">1. 措置済（平成20年4月1日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="715 465 1445 701">指摘事項における書類の点検を行い、改善を図りました。また、今後は書類の点検事項や必要事項の確認を行い、課内で周知を図り適正な事務処理を行うよう努めます。</td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）	指摘事項における書類の点検を行い、改善を図りました。また、今後は書類の点検事項や必要事項の確認を行い、課内で周知を図り適正な事務処理を行うよう努めます。	
措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）				
指摘事項における書類の点検を行い、改善を図りました。また、今後は書類の点検事項や必要事項の確認を行い、課内で周知を図り適正な事務処理を行うよう努めます。					
<p>(2) 日常生活用具、補装具の見積書に見積年月日の記入のないもの等が見受けられたので、適正な事務処理に努められたい。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="715 712 858 745">措置状況</td> <td data-bbox="866 712 1445 745">1. 措置済（平成20年4月1日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="715 757 1445 846">指摘事項における添付書類の点検を行い、改善を図りました。また、今後は事務処理の見直しを行い適正な処理を行うよう努めます。</td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）	指摘事項における添付書類の点検を行い、改善を図りました。また、今後は事務処理の見直しを行い適正な処理を行うよう努めます。	
措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）				
指摘事項における添付書類の点検を行い、改善を図りました。また、今後は事務処理の見直しを行い適正な処理を行うよう努めます。					
<p>4 契約事務について 随意契約において、随意契約理由が記載されていないものが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="715 857 858 891">措置状況</td> <td data-bbox="866 857 1445 891">1. 措置済（平成20年4月1日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="715 902 1445 992">契約事務における随意契約については、随意契約のガイドライン（平成20年4月1日施行）に基づき処理を行うとともに随意契約理由を明記するよう改善を図りました。</td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）	契約事務における随意契約については、随意契約のガイドライン（平成20年4月1日施行）に基づき処理を行うとともに随意契約理由を明記するよう改善を図りました。	
措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）				
契約事務における随意契約については、随意契約のガイドライン（平成20年4月1日施行）に基づき処理を行うとともに随意契約理由を明記するよう改善を図りました。					
<p>5 徴収事務について 身体障害者・知的障害者福祉施設利用者負担金収入及びホームヘルプサービス利用者負担金収入については、支援費制度が導入される前の利用者負担金であり、現在は滞納繰越分だけが収入未済額として計上されている。平成18年度においては知的障害者福祉施設利用者負担金で収入されたものはあるものの大部分は不納欠損処分とされており、負担の公平性の観点からもより効果的な徴収事務が図られるよう改善されたい。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="715 1003 858 1037">措置状況</td> <td data-bbox="866 1003 1445 1037">3. 検討中</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="715 1048 1445 1429">ご指摘の点につきましては、負担の公平性の観点からも支払いをいただくものであるため、効果的な徴収が行えるよう検討し改善に努めてまいります。</td> </tr> </table>	措置状況	3. 検討中	ご指摘の点につきましては、負担の公平性の観点からも支払いをいただくものであるため、効果的な徴収が行えるよう検討し改善に努めてまいります。	
措置状況	3. 検討中				
ご指摘の点につきましては、負担の公平性の観点からも支払いをいただくものであるため、効果的な徴収が行えるよう検討し改善に努めてまいります。					

<p>6 会計事務について</p> <p>(1) 委託料の支払において、支出負担行為書に支払内容や内訳のわかる資料添付のないものが見受けられたので、算出根拠の記入等に努められたい。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="715 194 858 226">措置状況</td> <td data-bbox="866 194 1445 226">1. 措置済（平成20年4月1日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="715 237 1445 443">委託料の支払に際しては、会計課へ回付するときに伺書の添付が求められているため内容等については確認ができていたと思われませんが、支払終了後は支出負担行為の财会伝票と伺書の保管が別々となるため、平成20年度から積算内容等のわかる資料の添付や記入を行うよう課内で周知を図り改善を行いました。</td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）	委託料の支払に際しては、会計課へ回付するときに伺書の添付が求められているため内容等については確認ができていたと思われませんが、支払終了後は支出負担行為の财会伝票と伺書の保管が別々となるため、平成20年度から積算内容等のわかる資料の添付や記入を行うよう課内で周知を図り改善を行いました。	
措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）				
委託料の支払に際しては、会計課へ回付するときに伺書の添付が求められているため内容等については確認ができていたと思われませんが、支払終了後は支出負担行為の财会伝票と伺書の保管が別々となるため、平成20年度から積算内容等のわかる資料の添付や記入を行うよう課内で周知を図り改善を行いました。					
<p>(2) 八尾市障害者地域福祉推進事業委託料に係る精算において、実績報告書に添付している収支決算書の支出合計額と支出内訳の金額計が一致していないものが見受けられたので、実績報告書の内容について十分確認されたい。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="715 454 858 486">措置状況</td> <td data-bbox="866 454 1445 486">1. 措置済（平成20年4月1日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="715 497 1445 667">指摘のありました実績報告書につきましては、書類及び委託先への確認を行い、訂正しました。今後、書類等の確認を十分に行い、適正な事務処理を行うよう努めます。</td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）	指摘のありました実績報告書につきましては、書類及び委託先への確認を行い、訂正しました。今後、書類等の確認を十分に行い、適正な事務処理を行うよう努めます。	
措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）				
指摘のありました実績報告書につきましては、書類及び委託先への確認を行い、訂正しました。今後、書類等の確認を十分に行い、適正な事務処理を行うよう努めます。					
<p>7 包括外部監査の意見について</p> <p>平成15年度の包括外部監査の意見に対し、簡易心身障害者通所授産所運営費補助金及び同整備費補助金においては改善の方針はあるものの未だ措置が講じられていないものが見受けられるので、早期改善に向けて努力されたい。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="715 678 858 710">措置状況</td> <td data-bbox="866 678 1445 710">2. 措置予定</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="715 721 1445 990">障害者施策については、平成15年度に措置から支援費制度へ、以降も障害者自立支援法へと制度改正が頻繁に行われています。そのため、簡易心身障害者通所授産事業運営補助金及び同整備費補助金においても制度改正の中で大きく要綱改正を行う必要性があります。しかし、施設の運営費の補助金であることなどから度重なる要綱改正を行うことは混乱を招く恐れもありますが、市としての判断により要綱改正を実施します。</td> </tr> </table>	措置状況	2. 措置予定	障害者施策については、平成15年度に措置から支援費制度へ、以降も障害者自立支援法へと制度改正が頻繁に行われています。そのため、簡易心身障害者通所授産事業運営補助金及び同整備費補助金においても制度改正の中で大きく要綱改正を行う必要性があります。しかし、施設の運営費の補助金であることなどから度重なる要綱改正を行うことは混乱を招く恐れもありますが、市としての判断により要綱改正を実施します。	
措置状況	2. 措置予定				
障害者施策については、平成15年度に措置から支援費制度へ、以降も障害者自立支援法へと制度改正が頻繁に行われています。そのため、簡易心身障害者通所授産事業運営補助金及び同整備費補助金においても制度改正の中で大きく要綱改正を行う必要性があります。しかし、施設の運営費の補助金であることなどから度重なる要綱改正を行うことは混乱を招く恐れもありますが、市としての判断により要綱改正を実施します。					

旧保健福祉部障害福祉課いちょう学園（現健康福祉部障害福祉課いちょう学園）

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 収入事務について</p> <p>(1) 児童療育施設利用者負担金・児童療育施設給食費保護者負担金収入の徴収にあたり使用されている「いちょう学園 通園利用料 請求書兼領収書」において、正しい単価を用いて請求されているものの、異なる所得階層区分の単価で印字された様式を訂正せずに使用されているものなどが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 20 年 5 月 14 日）
<p>(2) 上記負担金収入については、調定による納入（月 2 回程度）を行うまでの間金庫にて保管されているが、1 ヶ月を超えている事例も見受けられたので、徴収後は八尾市財務規則に基づき即日またはその翌日に金融機関へ納入するとともに金銭出納簿を整備し、安全管理に努められたい。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 20 年 5 月 14 日）
<p>2 契約事務について</p> <p>単価契約における随意契約で、随意契約理由の適用条項が適当でないものが見受けられたので、関係法令に基づき適正に処理されたい。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 20 年 4 月 1 日）
	<p>指摘に係る事項「平成 18 年度市立いちょう学園及び市立養護学校の施錠開錠等の業務委託契約について」の随意契約理由のうち「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号及び八尾市財務規則第 116 条第 1 項第 6 号の規程」を「地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び高齢者雇用の政策的見地」に改めました。また、今後は該当する理由に応じた関係法令の適用を行い処理します。</p>	

旧保健福祉部健康管理課（現健康福祉部保健推進課）

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 予防接種にかかる事業について                      (1) 高齢者インフルエンザ予防接種予診票において、接種の基本となる接種希望の有無や被接種者の自署欄が記入されていないもの、また、予診票に医師の署名、使用ワクチン名、接種量等が記入されていないものが見受けられたので、記載項目に漏れがないか十分確認されたい。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 20 年 4 月 1 日）
<p>(2) 高齢者インフルエンザ予防接種にかかる一部負担金の免除の申請書において、該当・非該当の判定をするため、申請書下欄に健康管理課チェック欄を設けているが、鉛筆書きのもの、確認書類のチェックのないもの、担当名の記載のないもの、訂正印のないもの等が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 20 年 4 月 1 日）
<p>2 健康診査事業について                      (1) 検診時に受診者から受け取った負担金について、納入を行うまでの間金庫にて保管されているが、1 ヶ月を超えている事例も見受けられたので、徴収後は八尾市財務規則に基づき即日またはその翌日に金融機関へ納入するとともに金銭出納簿を整備し、安全管理に努められたい。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 20 年 5 月 27 日）
<p>(2) 平成 18 年度の八尾市の検診受診率は、大阪府下平均と比較すると概して低く、特に胃がん及び乳がんはその傾向が顕著であるので、向上に努められたい。</p>	措置状況	3. 検討中
<p>3 母子健康診査事業について                      乳幼児健診において各医療機関から提出される診査委託料請求書について一部未整理のもの、支払手続が遅延している事例が見受けられたので適正に処理されたい。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 20 年 3 月 31 日）
<p>4 休日急病診療所事業について                      (1) 医薬品の管理を委託しているが、棚卸結果の在庫調査表が保管されておらず現在高が確認できなかったため適正な管理に改善されたい。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 20 年 4 月 30 日）
<p>(2) 患者から受領した医療費の金融機関への納付について、過誤納が見られたので、今後十分注意されたい。</p>	措置状況	1. 措置済（平成 20 年 4 月 20 日）
		医療費の収受については、金額の確認を徹底するよう事務処理を改めました。

(3)前渡資金の精算を遅延しているものが見受けられたので、八尾市財務規則に基づき適正に処理されたい。	措置状況	1. 措置済（平成20年4月20日）
		八尾市財務規則に基づき適正に処理するよう事務処理を改めました。
5 訪問看護事業について 訪問看護療養費の保険者に対する請求において、過少請求等が見られたので適正な事務処理を行われたい。	措置状況	1. 措置済（平成20年7月23日）
		訪問看護療養費の保険者に対する請求については、訪問看護記録と介護給付費請求明細書の照合を徹底することとし、適正な管理を行うよう事務処理を改めました。
6 契約事務について (1)住民健診等にかかる業務委託契約について、長期にわたり随意契約で行われているものが見受けられたので、入札による契約方法を検討されたい。	措置状況	3. 検討中
		住民健診業務については、その実施について公衆衛生学的に必要なデータの蓄積及び医学的診断上、過去の検診データの比較が必要となり、長期に同一機関と契約せざるを得ない場合があります。 しかしながら、医療制度改革により各種健診制度が変更される状況のもと、実施体制の見直しも含めて、入札による契約方法について検討してまいります。
(2)業務委託契約伺書において、随意契約の根拠条項が未記載のもの等が見受けられたので適正な事務処理に努められたい。	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）
		業務委託契約の伺書においては、随意契約の根拠条項を記載するように改めました。

旧保健福祉部福祉医療課（現健康福祉部障害福祉課・保健推進課・健康保険課）

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 契約事務について                      (1)業務委託契約において、随意契約の適用条項や理由の記載漏れ等が見受けられたので適正な事務処理に改められたい。</p>	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）
<p>(2) 郵送物の封入封緘業務委託契約は、単価を基準とする少額随意契約を締結しているが、予算総額を考慮され契約方法等を検討されたい。</p>	措置状況	3. 検討中
<p>2 医療費支給事務について                      (1) 老人保健法による医療事務について、平成18年2月8日に大阪府国民健康保険課福祉医療グループによる指導監査を受け、重複受診者に対する対応策の検討・実施及びレセプト点検の2項目について指摘されており、関係課との検討を進め、改善を図るよう努力されたい。</p>	措置状況	4. その他
<p>(2) 老人保健法に基づく鍼灸マッサージにかかる医療費の請求で、日付等の訂正印のないもの、医師の同意を得るまでに施術を受け申請されている事例等が見受けられたので、適正な申請となるよう指導されたい。</p>	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）
<p>(3) 老人保健法に基づく装具購入にかかる医療費支給申請書において申請日等の記入もれ、受付印のないもの、修正テープ等による金額の訂正などが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）
	<p>指摘事項につきましては、今年度より、随意契約において、地方自治法施行令の適用条項の記載について漏れの無いよう適正に事務処理を行っております。今後とも適正な事務処理に努めてまいります。</p>	
	<p>指摘事項につきましては、20年度は後期高齢者医療制度の施行初年度であり、日々、初めての事務に対応している状況です。そういった状況の中、封入封緘を委託する帳票類やスケジュールなど、封入封緘について事前に整理し計画的に進めることが困難な状況にあります。今年度でひととおりの事務の流れを整理し、来年度以降、契約方法について検討いたします。</p>	
	<p>指摘事項につきましては、老人保健法が平成20年4月より高齢者の医療の確保に関する法律に改正され、後期高齢者医療制度が発足し、保険者が八尾市から大阪府後期高齢者医療広域連合に変わりました。これにより、重複受診者への対応等の保健事業やレセプト点検も保険者である広域連合が行うこととなります。</p>	
	<p>指摘事項につきましては、今後は、医師の同意を得る前に施術を受けているもの等の事例があれば、適正な申請となるよう、治療院等に対して指導を行っていく旨、課内で周知を図りました。</p>	
	<p>指摘事項につきましては、申請書について、申請日等の記入を行いました。今後は、記入漏れや受付印漏れ等の無いよう、適正な事務処理に努めてまいります。</p>	

<p>(4) 老人・ひとり親家庭・身体障害者及び知的障害者・乳幼児医療費の助成事務において、各申請書の申請日等の記入漏れや受付印漏れ、修正テープによる訂正等が見受けられたので適正な事務処理に改められたい。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="715 192 858 226">措置状況</td> <td data-bbox="866 192 1445 226">1. 措置済（平成20年4月1日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="715 237 1445 394"> <p>指摘事項につきましては、申請書について、申請日等の記入を行いました。今後は、記入漏れや受付印漏れ等のないよう、適正な事務処理に努めてまいります。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）	<p>指摘事項につきましては、申請書について、申請日等の記入を行いました。今後は、記入漏れや受付印漏れ等のないよう、適正な事務処理に努めてまいります。</p>	
措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）				
<p>指摘事項につきましては、申請書について、申請日等の記入を行いました。今後は、記入漏れや受付印漏れ等のないよう、適正な事務処理に努めてまいります。</p>					
<p>(5) 公害健康被害者にかかる療養手当の請求書において、被認定者の死亡により未支給と鉛筆で記入され訂正されていないもの、療養手当支給明細書の支給金額と異なった金額が記入され訂正されていないもの等が見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="715 416 858 450">措置状況</td> <td data-bbox="866 416 1445 450">1. 措置済（平成20年4月1日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="715 461 1445 640"> <p>療養手当の請求書については、脱漏、過誤等の確認について十分留意するとともに、訂正についても適正に行うよう事務処理を改めました。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）	<p>療養手当の請求書については、脱漏、過誤等の確認について十分留意するとともに、訂正についても適正に行うよう事務処理を改めました。</p>	
措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）				
<p>療養手当の請求書については、脱漏、過誤等の確認について十分留意するとともに、訂正についても適正に行うよう事務処理を改めました。</p>					
<p>3 会計事務について 支出誤りとなった支出負担行為書に支出更正決定書が添付されていないもの、支出負担行為兼支出命令書の件名や細目が訂正されているが訂正票のないもの等が見受けられたので適正な事務処理に改められたい。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="715 674 858 707">措置状況</td> <td data-bbox="866 674 1445 707">1. 措置済（平成20年4月1日）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="715 719 1445 864"> <p>指摘事項につきましては、支出更正を行ったり件名等を訂正した場合、財務会計の帳票類を漏れなく添付するようにしております。今後も必要な帳票を添付し適正な処理に努めてまいります。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）	<p>指摘事項につきましては、支出更正を行ったり件名等を訂正した場合、財務会計の帳票類を漏れなく添付するようにしております。今後も必要な帳票を添付し適正な処理に努めてまいります。</p>	
措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）				
<p>指摘事項につきましては、支出更正を行ったり件名等を訂正した場合、財務会計の帳票類を漏れなく添付するようにしております。今後も必要な帳票を添付し適正な処理に努めてまいります。</p>					

旧保健福祉部（現健康福祉部）

【各課共通事務】

指摘事項	講じた措置又は経過の報告	
<p>1 文書事務について</p> <p>(1) 公文書の収受において、受付処理を行っていないもの、文書処理簿において受発先、受発日、受発信番号、処理経過欄、受付担当者名などが記入されていないもの、受発者印のないもの、収受番号と異なった番号で発信しているものなどが見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理されたい。</p>	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）
<p>(2) 伺書において、決裁や合議が漏れているもの、決裁日、施行日などの記入のないもの、文書公開の取扱区分や年表記が誤っているもの、添付書類が正しく綴られていないもの、鉛筆書きのものなどが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）
<p>(3) 平成17年度の補助金の実績報告や交付額確定・精算等にかかる伺書において、平成18年度で処理・保管されているなど処理年度が誤っているものが見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理されたい。</p>	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）
<p>2 備品の管理について</p> <p>備品台帳より抽出し現品と照合したところ、一部において備品番号シールの貼付のないものや旧の所管名称のまま備品台帳が整備されていないもの、過去備品として扱っていた1万円未満のものについて台帳が未処理のもの、廃棄された備品について台帳等が未処理のものなどが見受けられたので、備品台帳の整理を図るとともに、適正な備品の管理に努められたい。</p>	措置状況	1. 措置済（平成20年4月1日）

公文書の収受における文書処理簿の記入については、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理を行うよう改めました。

（地域福祉政策課、生活福祉課、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、いちょう学園、保健推進課、健康保険課）

伺書において、決裁日等の記入、文書公開の取扱区分及び添付書類等については、文書主任等によりの確に行うよう改めました。

（地域福祉政策課、生活福祉課、高齢福祉課、介護保険課、障害福祉課、いちょう学園、保健推進課、健康保険課）

伺書の処理・保管については、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理を行うよう改めました。

（地域福祉政策課、高齢福祉課、障害福祉課、保健推進課）

備品台帳と現品を照合点検し、台帳の整理を行いました。今後についても、定期的に点検を行い、適正な備品管理に努めます。

（地域福祉政策課、生活福祉課、高齢福祉課、桂老人福祉センター、介護保険課、障害福祉課、いちょう学園、保健推進課、健康保険課）

<p>3 保健福祉部所管各種長期計画について</p> <p>(1) 第3期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画</p> <p>平成18年度から平成20年度までの3年間を計画期間として策定された「第3期八尾市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」のうち介護予防上の支援が必要と認められる特定高齢者に対して、平成18年度から新たに設けられた通所型及び訪問型介護予防事業で実績値が計画値を大きく下回る状況となっている。この事業は保健・医療・福祉等関係部門が連携し実態把握を行ったうえで介護予防プランを作成し地域支援事業として実施するものであり、計画値については国の介護予防事業に関する報告書を基準として設定しているものである。</p> <p>次に、居宅サービスにおける介護サービスは計画値を上回る事業が見受けられ、一方、新たに平成18年度から導入された介護予防サービスは計画値を大きく下回る事業が見受けられた。この要因は認定有効期間の関係で更新時期をむかえていない従来の要支援認定者（経過的要介護）は介護サービスを受けることとなったことなどによると考えられる。また、地域密着型サービスのうち平成18年度に創設されたサービスについて、サービス基盤が未整備であることから実施に至っていないものが見受けられた。</p> <p>事業計画に対する事業実績の検証や今後の事業実施等にあたっては、市民及び関係機関等で構成される八尾市介護保険運営協議会からの意見を十分尊重し、計画達成に向けて事業の推進に努められたい。</p>	<p>措置状況   4. その他（継続中）</p> <p>地域支援事業は平成18年度に新たに創設された制度であり、当初国の指針等では特定高齢者の把握率が高齢者人口の約5%と見込まれており、本市の計画策定においてもこれを準用して特定高齢者数を見込み、それを基に通所型介護予防事業や訪問型介護予防事業といった特定高齢者を対象とした事業の計画値について設定したところ</p> <p>です。</p> <p>しかし実際に制度が開始されたところ、国の見込みと実績に大きな乖離が生じ、選定基準の見直し等が行われたが、依然計画との乖離は埋まらなかった。そのため、当事業においても基本健康診査及び生活機能評価により把握された特定高齢者の把握率が予想を大きく下回ったことにより事業対象者である特定高齢者数が計画値を大きく下回り、また事業への参加率も低かったことから事業の実績値が計画を下回った次第です。</p> <p>これらの事業結果等を踏まえ、八尾市介護保険運営協議会や八尾市地域包括支援センター運営協議会での各委員の意見等を尊重し、事業参加者の増加に向け対象者へのアプローチの強化や事業の認知度を高めるべく介護予防の普及啓発活動を積極的に行う等、事業の推進に努めます。</p>
---	--

<p>3 保健福祉部所管各種長期計画について (2)八尾市障害福祉計画</p> <p>この計画は平成18年度から20年度までを第1期、21年度から23年度までを第2期とし、国の示す基本的な指針に基づき、「障害者等の自己決定と自己選択」、「実施主体の統一と三障害の一元化」、「地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備」を基本理念として策定された。</p> <p>平成18年度の実績値は計画値が制度改正直後の目標設定であったため、新たに創設された「サービス利用計画作成」では、既に利用者本人や家族が選定したサービスを利用しており、新たに作成を依頼する必要がないことなどから利用者がほとんどなく、「その他実施する事業」のうち「日中一時支援事業」でも計画値を大きく下回った。また、「日常生活用具給付事業」においては、給付内容の変更等の制度改正（平成18年10月実施）を前に駆け込み申請があったことなどにより給付申請件数が見込みより伸びなかったものの、その他の事業については概ね80%以上の達成率となった。</p> <p>この計画は、「八尾市障害者基本計画」の実施計画的な役割を担うものとして位置付けられるものであり、障害者等、関係機関、各種団体等で構成される八尾市障害者施策推進協議会において行われる第1期の達成状況の確認や評価を十分尊重し、平成20年度に策定される第2期計画の充実を図るとともに、基本理念の実践と平成23年度目標値への到達に向けて努力されたい。</p>	<p>措置状況   4. その他（継続中）</p> <p>平成18年10月に障害者自立支援法が施行され、その法の施行のもと第1期障害福祉計画を策定いたしました。その計画については、障害福祉サービスの形態が見直しされ、利用実績等のない中、新しく示されたサービスについて平成20年度までの3年間にかかる利用見込を国から示された基準のもと推計したものとなっています。そのため、指摘のあったとおり事業によっては大きく下回ったものが一部生じました。</p> <p>この第1期福祉計画は、平成20年度が最終年度となるため、本市の障害者施策推進協議会において報告を行ったところ、概ね達成できている状況もあるため、平成21年度から平成23年度までの第2期福祉計画の策定においては、八尾市の実情をふまえ実績等を勘案しながら計画値を策定するようご意見をいただいたところであります。</p> <p>そのため、平成20年度末には、第2期福祉計画を策定し、平成23年度の目標数値を掲げ、達成できるよう努めてまいります。</p>
--	--

<p>3 保健福祉部所管各種長期計画について</p> <p>(3) 健康日本21八尾計画</p> <p>この計画は市民一人ひとりが日頃から生活習慣に留意し、主体的に健康づくりに取り組めるよう支援するため、国、大阪府の計画を受け、平成15年度に8カ年計画で策定されたもので、「健康寿命の延伸」「QOL（生活の質）の向上」を目標とし、「みんなでもとに支えあう、市民が主役の健康づくり」を基本理念としている。また、取り組み内容としては各種講座、教室等の実施、ポスター、チラシ等を利用した啓発活動、各種健康診査での個別相談やがん検診の一部休日開催等を挙げている。</p> <p>平成18年度はこの計画の中間年度にあたり設置された評価委員会により、八尾市の現状把握をし、各分野の取り組みや達成指標の中間評価が行われたところである。</p> <p>中間年度が経過し、各分野における行政、地域、学校、関係機関等での取り組みの実績や、目標指標の達成状況から実施された評価委員会による評価や意見を踏まえて、目標年度(平成22年度)に向けた後期計画の取り組みが現在なされているところであるが、市民を取り巻く環境は年々変化する中で、市民一人ひとりが健康を意識し、健康づくりが実践できるよう支援するとともに、目標の達成に努められたい。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="743 154 895 192">措置状況</td> <td data-bbox="895 154 1474 192">4. その他（継続中）</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="743 192 1474 1164"> <p>健康日本21八尾計画については、「みんなでもとに支えあう、市民が主役の健康づくり」を基本理念とし、「健康寿命の延伸」「QOL（生活の質）の向上」を目標に掲げ取り組みを進めているところです。</p> <p>また、中間年度の平成18年度には評価委員会を設置し評価や意見をいただいたところです。</p> <p>引き続き、市民一人ひとりが健康を意識し、健康づくりが実践できるよう支援を行い、目標年度である平成22年度の目標達成に向け取り組みを進めてまいります。</p> </td> </tr> </table>	措置状況	4. その他（継続中）	<p>健康日本21八尾計画については、「みんなでもとに支えあう、市民が主役の健康づくり」を基本理念とし、「健康寿命の延伸」「QOL（生活の質）の向上」を目標に掲げ取り組みを進めているところです。</p> <p>また、中間年度の平成18年度には評価委員会を設置し評価や意見をいただいたところです。</p> <p>引き続き、市民一人ひとりが健康を意識し、健康づくりが実践できるよう支援を行い、目標年度である平成22年度の目標達成に向け取り組みを進めてまいります。</p>	
措置状況	4. その他（継続中）				
<p>健康日本21八尾計画については、「みんなでもとに支えあう、市民が主役の健康づくり」を基本理念とし、「健康寿命の延伸」「QOL（生活の質）の向上」を目標に掲げ取り組みを進めているところです。</p> <p>また、中間年度の平成18年度には評価委員会を設置し評価や意見をいただいたところです。</p> <p>引き続き、市民一人ひとりが健康を意識し、健康づくりが実践できるよう支援を行い、目標年度である平成22年度の目標達成に向け取り組みを進めてまいります。</p>					

八ここ政第177号  
平成20年9月29日

八尾市監査委員 富永 峰男 様  
同 八百 康子 様  
同 伊藤 輝夫 様  
同 岡田 広一 様

八尾市長 田中 誠太

監査の結果に対する措置の通知について

平成20年3月27日付け監査報告第19-17号の、旧保健福祉部定期監査の結果に基づく措置を別紙のとおり講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により報告いたします。

(別紙)

平成19年度 (旧) 保健福祉部定期監査の結果に対する措置の内容

旧保健福祉部子育て支援課 (現こども未来部こども政策課)

[文書指摘分]

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>3 児童扶養手当にかかる事務について</p> <p>婚姻や公的年金受給等に伴って発生した児童扶養手当過誤払返還金については、収納率が著しく低い状況にあるので収納対策を強化されたい。</p> <p>また、資格喪失事実発生日から過誤払期間が長期に及んだことにより多額の債務が発生しているものも見受けられることから、随時の調査や現況届提出時のチェックの強化等を行い、早期の把握による返還金発生額の抑制に努めるとともに、資格喪失の要件について受給者への説明を徹底されたい。</p> <p>なお、当該手当の支給事務は平成14年8月に市に移譲されたものであり、不納欠損処理を行うにあたっては厳正な取扱いをされたい。</p>	<p>措置状況   2. 措置予定</p> <p>返還金の収納対策及び不納欠損処理については、要綱整備等を含めた事務処理の適正化を行い、その内容に基づいて、郵送・電話催告等収納対策の強化に努めるとともに、徴収不能と判断されるものについては、不納欠損処理を厳正に行ってまいります。</p> <p>婚姻や公的年金受給等による資格喪失については、毎年の現況届時に受給者全員に対してお知らせ文書を配布して周知を行うとともに住民票の情報に異動がある場合など公簿上確認できる場合など、早期把握事務については今後も適正に行ってまいります。</p> <p>また、上記以外の資格喪失の早期把握について、効果的な手法の検討を行ってまいります。</p>

旧保健福祉部福祉医療課（現こども未来部こども政策課）

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 契約事務について                      (2) 郵送物の封入封緘業務委託契約は、単価を基準とする少額随意契約を締結しているが、予算総額を考慮され契約方法等を検討されたい。</p>	<p>措置状況   4. その他                      平成 20 年度の機構改革により、ひとり親家庭医療助成費及び乳幼児医療助成費が、こども政策課の所管となり、当該封入封緘業務委託料の平成 20 年度当初予算は、それぞれ、34 千円、103 千円、合計 137 千円となっているところであり、平成 20 年度においては、予算総額を基準とした上で、少額随意契約を締結しています。</p>
<p>2 医療費支給事務について                      (4) 老人・ひとり親家庭・身体障害者及び知的障害者・乳幼児医療費の助成事務において、各申請書の申請日等の記入漏れや受付印漏れ、修正テープによる訂正等が見受けられたので適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 20 年 4 月 1 日）                      ご指摘の点を踏まえ、ひとり親家庭、乳幼児医療費助成事務の検証を行いました。今後においては、適正な事務処理に努めます。</p>

旧保健福祉部子育て支援課（現こども未来部こども家庭課）

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 児童福祉施設利用者負担金等にかかる事務について</p> <p>(1) 保育所利用者負担金(保育料)の徴収事務について</p> <p>平成 18 年度における保育料の収入状況は、現年度分の収納率が 97.4%、滞納繰越分が 17.1%で、収入未済額は 67,437,600 円に及んでいる。</p> <p>平成 15 年度から保育料徴収嘱託員を配置し、夜間・休日の訪問徴収を行うなど、徴収率の向上に努め、一定の効果は認められるものの、入所児童数の増加に伴い保育料自体が増加する中で収入未済額も増加傾向にある。今後は、負担能力がありながら納付していない世帯に対しては滞納処分等強制徴収の手法を講じるなど、負担の公平性を確保するため、徴収業務の一層の強化に努められたい。</p>	<p>措置状況   2. 措置予定</p> <p>滞納案件を進行管理し、文書催告を主として回収をはかるものと訪問徴収を主として回収をはかるもの等に分類し、リストアップを行い未収金の回収を行った。また従前は実施していなかった所在不明者の調査をはじめ、文書による定期的な催告を行うとともに徴収員等による訪問徴収等一層の活用を図った。</p> <p>しかしながら、平成 19 年度決算において現年度分の収納率の微増、滞納繰越分の収入額の微増が見られたが、未収債権の縮減はできなかった。</p> <p>また、他市の事例を参考に検討したが、日常の債権管理(履行管理等)、滞納整理、納付の告知や督促状の発布方法、滞納処分に至る法的措置、人員・体制等課題が多い。</p> <p>このような状況下、収納率の向上、滞納金額の圧縮等目標数値の達成を図るため、平成 20 年度に設置された債権管理課の協力を得て、滞納整理に必要な滞納者の財産、資力調査等を実施し、必要な措置を講じ未収債権の縮減に努める。</p>
<p>(2) 助産施設利用者にかかる事務について</p> <p>助産施設の入所決定通知書等の通知日が入所に係る決裁日より前となっているもの、入所申請書兼台帳において徴収金額等を修正液にて訂正されているものが散見されたので、適正な事務処理に改められたい。</p> <p>なお、当該利用者負担金の現年度分の収納率は平成 17 年度、18 年度と 100%で推移しているが、今後についても滞納防止と滞納繰越分の徴収に努められたい。</p>	<p>措置状況   1. 措置済（平成 20 年 3 月 26 日）</p> <p>通知書等の通知日と決裁日との不整合については、システム改修により決裁後の帳票の出力を可能とし、決裁日以降の通知日となるよう改めました。また、入所申請書兼台帳における修正液での訂正については、修正液の使用は認めず、適正に処理を行うよう改めました。</p>

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>2 八尾市私立保育所運営費補助金の交付事務について</p> <p>(1)当該補助金は、保育士配置基準改善費加算他 13 項目の補助種別があり、補助金額はいずれも補助対象経費の実支出額と市が定める補助基準額との少ない方の額とされている。補助金を確定する際、実績報告書を徴し、その内容について審査されているが、当該報告書に記載されている実支出額について、定期的に立入検査を行うなど検証方法について検討されたい。</p>	<p>措置状況   1. 措置済 (平成 20 年 8 月 25 日)</p> <p>私立保育所 5 箇所に対して立入検査を行い、平成 19 年度補助金実績報告書の実支出額と、施設保管の貸金台帳や出納簿、領収書原本等と照合した結果、特に問題はありませんでした。</p> <p>なお、今後も定期的に数箇所ずつ実地検査を行う予定です。</p>
<p>(2)当該補助金の中の職員研修費加算について、補助対象経費は職務に関わる研修の参加負担金及び旅費、日当とされているが、日当の支出について基準がないため、補助対象とするかも含めて見直しを検討されたい。</p>	<p>措置状況   2. 措置予定</p> <p>保育所ごとに日当の支出基準が異なるため、統一した補助基準を設けることが不可能なことから、職員研修に伴う日当については平成 20 年度補助金において補助対象外とする予定です。</p>
<p>(3)当該補助金の中の延長保育促進事業費について、補助対象経費を事業実施に必要な人件費とし、補助基本額は補助対象経費の実支出額と市が定める補助基準額のいずれか少ない方の額とされている。実支出額の算定に当たっては、人件費総額の開所時間に占める延長時間の割合で算出されているが、より実態に即した算出方法について検討されたい。</p>	<p>措置状況   2. 措置予定</p> <p>実支出額の算定に当たって、現在の「人件費総額の開所時間に占める延長時間の割合」を、平成 21 年度の補助金交付要綱の改正の際、「延長保育に関わった職員の人件費総額の開所時間に占める延長時間の割合」に変更する予定です。</p>
<p>(4)当該補助金の実績報告書において、誤記入や記載漏れ等が見受けられたので、報告書の内容について十分確認するよう努められたい。</p>	<p>措置状況   2. 措置予定</p> <p>当該補助金の実績報告書において、誤記入や記入漏れ等がないように、人的体制を整え、内容の十分な確認に努めます。</p>

旧保健福祉部保育施設課(現こども未来部保育施設課)

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 契約事務について                      (1)契約事務において、随意契約や契約保証金の免除に関する法令等の適用条項が誤っているもの、随意契約理由や契約日等が記載されていないものなどが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>措置状況   2. 措置予定                      今後の事務処理においては、随意契約の理由及び地方自治法施行令第167条の2第1項の第何号を適用したのかを明確にし、記入漏れがないよう事務の処理を行います。今後、少額随意契約においても、他業者の見積書を徴収し、透明性、競争性に留意してまいります。</p>
<p>(2)市立保育所の機械警備業務の委託契約において、平成11年度に指名競争入札をして以来同一業者と随意契約しているものが見受けられたので、入札による契約方法を検討されたい。</p>	<p>措置状況   1. 措置済(平成20年6月1日)                      警備業務を2社と契約しておりましたが、平成15年に入札実施したものも含め、本年度5年間の長期契約を基本とした指名競争入札を実施いたしました。</p>
<p>2 市立保育所における遊び教室について                      (1)市立保育所で実施している親と子を対象とした遊び教室について、保護者から利用者負担金として1教室あたり200円を徴収しているが、負担金徴収については、八尾市立保育所地域子育て支援センター事業実施要領において、事業に関わる教材費等の実費負担を求めることができる旨規定されているものの、現行の負担金額にした根拠については明確でないので明らかにされるとともに、事業効果と負担額の妥当性についても検証されたい。</p>	<p>措置状況   3. 検討中                      子育て支援センター元気っ子教室の保護者負担金200円の根拠・妥当性については、3センター教室開催に必要な材料費の総計を年間参加者で負担しています。                      材料については手作りおもちゃ、出席簿、名札、参加書類等に使用し、無駄のないように活用しております。                      21年度に向け、事業実施要領に教材費等の実費負担額を明記するよう検討してまいります。</p>
<p>(2)参加費として利用者負担金を納付した保護者に対して交付する納入通知書などにおいて、印字されている年度及び日付の一部誤りが見られたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>措置状況   1. 措置済(平成20年9月24日)                      納入通知書などに印字されている年度及び日付の一部誤りについては訂正いたしました。今後も適正な事務処理を行います。</p>

<p>3 市立保育所における保護者負担金等にかかる事務について</p> <p>(1) 給食費保護者負担金に関する規程等が作成されておらず、負担金徴収に際しての取り扱いなどについて明確にされていないので、保護者に対する説明責任や徴収事務の適正化を図るうえでも規程等を整備されたい。</p>	<p>措置状況   3. 検討中</p> <p>給食費保護者負担金については、入所する3歳児以上の主食代（保育所運営費に含まれていない）として、徴収しておりますが、長期欠席者からの徴収の妥当性も含め、今後、要綱等を作成するよう検討してまいります。</p>
<p>(2) 給食費保護者負担金及び延長保育利用者負担金の調定事務において、調定が遅れているものや数カ月まとめて調定しているものなどが見受けられたので、八尾市財務規則に基づき適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>措置状況   2. 措置予定</p> <p>給食費保護者負担金については、入所人員が確定次第、収入調定を行います。また、延長保育利用者負担金については、利用状況の把握に努め、速やかに事務処理できるよう、関係保育所と協議する中で、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
<p>(3) 給食費保護者負担金の収入事務において、徴収不能となった負担金を年度終了後の出納整理期間に減額調定により処理しているものが見受けられた。受益と負担の公平性の観点からも適切ではないので、負担金の取り扱いについて検討のうえ適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>措置状況   3. 検討中</p> <p>給食費保護者負担金については、入所する3歳児以上の主食代（保育所運営費に含まれていない）として、徴収しておりますが、給食を食べていない長期欠席者からの負担の妥当性を考慮し、処理しておりましたが、受益と負担の公平性の観点からも、今後、要綱等を検討し、適正な事務処理に努めてまいります。</p>
<p>(4) 延長保育利用者負担金について、各保育所から納入状況報告書等に基づき毎月報告することになっているが、期日を過ぎて報告されているものや数カ月分をまとめて報告されているもの、報告書類に不備があるものなどが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	<p>措置状況   2. 措置予定</p> <p>今後、各保育所との連携を密にし、提出期日の徹底を行い、適正な事務処理を行います。</p>

【各課共通事務】

〔文書指摘分〕

指摘事項	講じた措置又は経過の報告
<p>1 文書事務について                      (1) 公文書の収受において、受付処理を行っていないもの、文書処理簿において受発先、受発日、受発信番号、処理経過欄、受付担当者名などが記入されていないもの、受発者印のないもの、収受番号と異なった番号で発信しているものなどが見受けられたので、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理された。</p>	旧子育て支援課（現こども政策課）
	<p>措置状況 1. 措置済（平成20年4月1日）                      公文書の収受において、受付処理漏れがないようにするとともに、文書処理簿において記入もれ、記入誤りがないよう、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理を行うよう改めました。</p>
	旧子育て支援課（現こども家庭課）
	<p>措置状況 1. 措置済（平成20年4月1日）                      公文書の収受において、受付処理漏れがないようにするとともに、文書処理簿において受発先、受発日、受発信番号、処理経過欄、受付担当者名などの記入漏れや受発者印漏れ、収受番号と異なった番号で発信することがないように、八尾市文書取扱規程に基づき適正に処理を行うように改めました。</p>
<p>(2) 伺書において、決裁や合議が漏れているもの、決裁日、施行日などの記入のないもの、文書公開の取扱区分や年表記が誤っているもの、添付書類が正しく綴られていないもの、鉛筆書きのものなどが見受けられたので、適正な事務処理に改められたい。</p>	旧子育て支援課（現こども政策課）
	<p>措置状況 1. 措置済（平成20年4月1日）                      伺書において、決裁や合議漏れ、決裁日、施行日などの記入漏れ、文書公開の取扱区分や年表記の誤記入、添付書類の誤りや鉛筆書きをしないなど、適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
	旧子育て支援課（現こども家庭課）
	<p>措置状況 1. 措置済（平成20年4月1日）                      伺書において、決裁や合議漏れ、決裁日、施行日などの記入漏れ、文書公開の取扱区分や年表記の誤記入、添付書類の誤りや鉛筆書きをしないなど、適正な事務処理を行うよう改めました。</p>
	保育施設課
	<p>措置状況 1. 措置済（平成20年4月1日）                      伺書において、施行日、取扱区分などの記載漏れ、未記入、記入誤りがないよう、今後、適正に処理を行うよう改めました。</p>

<p>2 備品の管理について 備品台帳より抽出し現品と照合したところ、一部において備品番号シールの貼付のないものや旧の所管名称のまま備品台帳が整備されていないもの、過去備品として扱っていた1万円未満のものについて台帳が未処理のもの、廃棄された備品について台帳等が未処理のものなどが見受けられたので、備品台帳の整理を図るとともに、適正な備品の管理に努められたい。</p>	旧子育て支援課（現こども政策課）
	措置状況   1. 措置済（平成20年4月1日） 備品台帳と現品を照合し、台帳の整備を行いました。今後においても、適切な備品管理に努めます。
	旧子育て支援課（現こども家庭課）
	措置状況   2. 措置予定 備品の一部において備品番号の貼付のないものや旧の所管名称のまま備品台帳が整備できていないもの、過去備品として扱っていた1万円未満のものについて台帳が未処理のもの、廃棄した備品について台帳等が未処理のものなどについて、備品台帳の整理を図るとともに、適正な備品の管理を行います。
	保育施設課
	措置状況   2. 措置予定 備品台帳と現品を照合点検しました。不用なものについては、廃棄いたしました。また、備品によっては、シールが破損消失したものもあり、直接記入できるものは、マジック等にて、記入するよう努めます。 今後、備品の管理は適切に行います。
<p>3 旧保健福祉部（現こども未来部）所管各種長期計画について (4) 八尾市次世代育成支援行動計画</p>	旧子育て支援課（現こども政策課）
	措置状況   4. その他（継続中） 今後とも、関係部署と連携、協力を図り、平成21年度の目標事業量達成に向け、努めていきます。